令和○年度～令和○年度　社会福祉法人○○　社会福祉充実計画

**１．基本的事項**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 | |  | | | 法人番号 | | | |  | | |
| 法人代表者氏名 | |  | | | | | | | | | |
| 法人の主たる所在地 | |  | | | | | | | | | |
| 連絡先 | |  | | | | | | | | | |
| 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日 | |  | | | | | | | | | |
| 公認会計士、税理士等の意見聴取年月日 | |  | | | | | | | | | |
| 評議員会の承認年月日 | |  | | | | | | | | | |
| 会計年度別の社会福祉充実残額の推移  （単位：千円） | | 残額総額  （令和○年度末現在） | １か年度目  （令和○年度末現在） | ２か年度目  （令和○年度末現在） | | ３か年度目  （令和○年度末現在） | ４か年度目  （令和○年度末現在） | ５か年度目  （令和○年度末現在） | | 合計 | 社会福祉充実事業未充当額 |
|  |  |  | |  |  |  | |  |  |
|  | うち社会福祉充実事業費（単位：千円） |  |  |  | |  |  |  | |  |  |
| 本計画の対象期間 | |  | | | | | | | | | |

**２．事業計画**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 事業名 | 事業種別 | 既存・新規の別 | 事業概要 | 施設整備の有無 | 事業費 |
| １か年  度目 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | |  |
| ２か年  度目 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | |  |
| ３か年  度目 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | |  |
| ４か年  度目 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | |  |
| ５か年  度目 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | |  |
| 合計 | | | | | |  |

* 欄が不足する場合は適宜追加すること。

**３．社会福祉充実残額の使途に関する検討結果**

|  |  |
| --- | --- |
| 検討順 | 検討結果 |
| ①　社会福祉事業及び公益事業（小規模事業） |  |
| ②　地域公益事業 |  |
| ③　①及び②以外の公益事業 |  |

**４．資金計画**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業費内訳 | | １か年度目 | ２か年度目 | ３か年度目 | ４か年度目 | ５か年度目 | 合計 |
|  | 計画の実施期間における事業費合計 | |  |  |  |  |  |  |
| 財源構成 | 社会福祉充実残額 |  |  |  |  |  |  |
| 補助金 |  |  |  |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |  |  |  |
| 事業収益 |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |

* 本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

**５．事業の詳細**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | | |
| 主な対象者 |  | | |
| 想定される対象者数 |  | | |
| 事業の実施地域 |  | | |
| 事業の実施時期 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 | | |
| 事業内容 |  | | |
| 事業の実施スケジュール | 1か年度目 |  | |
| 2か年度目 |  | |
| 3か年度目 |  | |
| 4か年度目 |  | |
| 5か年度目 |  | |
| 事業費積算  （概算） |  | | |
| 合計 | | ○○千円（うち社会福祉充実残額充当額○○千円） |
| 地域協議会等の意見と  その反映状況 |  | | |

* 本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**６．社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が５か年度を超える理由**

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 手続実施結果報告書 |

令和○○年○○月○○日

|  |
| --- |
| 社会福祉法人　○○○○ |
| 理事長　○○○○　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認者の名称 |  |

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○　社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第５５条の２第５項により、以下の手続を実施した。

**１．手続の目的**

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

①　「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

②　「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

**２．実施した手続**

①　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

②　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

③　社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。

④　社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

⑤　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

⑥　社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算を行う。

**３．手続の実施結果**

①　２の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。

②　２の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。

③　２の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。

④　２の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

⑤　２の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。

⑥　２の⑥について、社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

**４．業務の特質**

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

**５．配付及び利用制限**

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

（注）公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針４４００「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

　　以　上

地域協議会の設置・運営について

１　地域協議会の位置付け

改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められる。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。

その際、社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。

２　地域協議会の体制整備

地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。

所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（注）法第５５条の２第８項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うものである。

また、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。

具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。（人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。）

（注）ただし、所轄庁が自ら地域協議会を開催することも妨げるものではない。

所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

また、都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、都道府県単位の地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

３　地域協議会の実施区域について

地域協議会の実施区域は、原則として所轄庁単位とする。

なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないよう配慮することが必要である。

４　地域協議会の構成員について

地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。

① 学識有識者

② 保健医療福祉サービス事業者

③ 民生委員・児童委員

④ 自治会等地域住民の代表者

⑤ ボランティア団体

⑥ 社会福祉協議会

⑦ 福祉行政職員（町村職員を含む。）

なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

５　地域協議会の役割について

地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

① 地域の福祉課題に関すること

② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること

③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見

④ 関係機関との連携に関すること

また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

① 地域公益事業の実施状況の確認、助言

② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有

③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが望ましい。（地域公益事業の実施状況の確認については、社会福祉充実計画の策定に当たって行われる地域協議会とは別途、年１回程度行うことが考えられる。）

なお、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

６　広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のＨＰ等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

（文書番号）

令和○年○月○日

座間市長　殿

（申請者）

社会福祉法人　○○○

　理事長　○○　○○

社会福祉充実計画の承認申請について

　当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第５５条の２第１項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

（添付資料）

・　令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画

・　社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）

・　公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）

・　社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シート）

・　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（文書番号）

令和○年○月○日

座間市長　殿

（申請者）

社会福祉法人　○○○

理事長　○○　○○

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

　令和○○年○月○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第５５条の３第１項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

（添付資料）

・　変更後の令和○○年度～令和○○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画

　（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。

・　社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）

・　公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）

・　社会福祉充実残額の算定根拠

・　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（文書番号）

令和○年○月○日

座間市長　殿

（申請者）

社会福祉法人　○○○

　理事長　○○　○○

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

　令和○○年○月○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第５５条の３第２項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

（添付資料）

・　変更後の令和○○年度～令和○○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画

　（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。

・　社会福祉充実残額の算定根拠

・　その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

（文書番号）

令和○年○月○日

座間市長　殿

（申請者）

社会福祉法人　○○○

　理事長　○○　○○

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

　令和○○年○○月○○日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、次のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第５５条の４の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

（承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由）

|  |
| --- |
|  |

（添付資料）

・　終了前の令和○○年度～令和○○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画

・　その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類